

# 琉球大学学術リポジトリ

## フランスにおける〈association〉と〈pouvoir〉（二）

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高作, 正博, Takasaku, Masahiro メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/1668">http://hdl.handle.net/20.500.12000/1668</a>

## フランスにおける〈association〉と〈pouvoir〉(二)

高作正博

## 目次

はじめに

## 一 〈association〉の自由

## 二 〈association〉の〈pouvoir〉

## 1 司法統制の範囲 (以上六五号)

## 2 取消訴訟

## (1) 取消訴訟の統制方法

## (2) 判例——外的適法性の統制

## (3) 判例——内的適法性の統制

## 3 賠償訴訟

## (1) 賠償訴訟の統制方法

## (2) 判例 (以上本号)

## 4 一九七一年以降の判例傾向

## 三 分析視角としての〈pouvoir〉

## 1 「権力」分立の視点——A・メストルの「並行的評価」論——

2 懲戒「権」の視点—権利・職分権二分論—

3 国家「権力」による自由の視点—多元主義論—

おわりに

2 取消訴訟

結社は、自らの懲戒権を構成員の非違行為 (faute)<sup>(15)</sup> に対して行使する。公務員の懲戒制度に関しては一般身分規程が置かれ、懲戒の対象となる非違行為の一般的定義や制裁の内容、懲戒手続 (記録閲覧、懲戒評議会) 等が規定されているが、結社の場合にはそのような法的規定は存在しない。既に述べたように、結社の懲戒権の性質や限界に関しては、法律上の規定は存在しないのである。そこで、判例の役割が重要な意味を持つのであるが、司法判例を見る限り、結社の懲戒権に対する統制は、行政裁判所の手法を採用してなされているように思われる。そこで、以下では、行政判例の分類に従って、取消訴訟と賠償訴訟に分けて整理していきたい。<sup>(17)</sup>

(1) 取消訴訟の統制方法 取消訴訟とは、「行政決定につきその違法性を理由としてその取消しを求める訴訟」と定義されるように、<sup>(16)</sup> もともと、行政裁判所に対して提起されるものである。その意味で、司法裁判所に対して為される請求の訴訟とは異なる。フランスの裁判権はその多様性を特質としているが、<sup>(18)</sup> 取消訴訟は、司法裁判所から区別された行政裁判所に付随する、独自の訴訟類型である。<sup>(19)</sup> もちろん、本稿で取消訴訟について触れるのは、司法裁判所が本来の意味での取消訴訟の管轄権を有するということを述べるためではない。次の取消事由ないし統制方法が司法判例においても見られることを示すためである。

そこで、取消訴訟において援用される取消事由 (cas d'annulation) にはどのようなものがあるか。第一に、裁判

的統制が行政決定の外部的要素について及ぶものを「外的適法性 (légalité externe)」と呼ぶ。これには、「無権限 (incompétence)」と「形式の瑕疵 (vice de forme)」とが存する。前者の「無権限」とは、行政決定の主体がそれを行う法律的権限を有していない場合に、その行政決定が帯びる瑕疵である。<sup>(51)</sup> この「無権限」の瑕疵は違法性の諸類型のうちで最も重大なものとされ、権限庁 (autorité compétente) による事後的追認によっても治癒されない。また、後者の「形式の瑕疵」とは、全ての行政行為について要求される一定の手續 (procédure) と形式 (forme) を規定する法規範に違反した場合に、帯びる瑕疵である。行政裁判において、よく援用される「防禦権 (droit de la défense)」の尊重は、「法の一般原理」の一つとして認められてきたものであるが、<sup>(52)</sup> これに違反した行政行為は、手續違反として「形式の瑕疵」に位置づけられている。

第二に、裁判的統制が行政決定の内部的要素について及ぶものを「内的適法性 (légalité interne)」という。これには、「権限濫用 (détournement de pouvoir)」と「法律侵犯 (violation de la loi)」とが存する。前者の「権限濫用」は、行政が一般利益の目的ないし法により定められた目的以外の目的を追求し、委ねられた権限をその法定目的 (fin légale) から逸脱 (détourner) する場合に帯びる瑕疵である。<sup>(53)</sup> この統制方法は、行為者の意図の核心にまで判断を及ぼすものであり、そのため「きわめて大胆なやり方」<sup>(54)</sup> とされる。後者の「法律侵犯」は、行政行為の主体が拘束されているあらゆる法規範を侵犯した場合に帯びる瑕疵である。<sup>(55)</sup> これには、行政庁が法規範を全く考慮しなかった場合や誤った解釈をした場合などの「法の過誤 (erreur de droit)」<sup>(56)</sup>、行政決定がその根拠としていた事実が存在しなかった場合、いわゆる「事実の性質決定 (qualification des faits)」<sup>(57)</sup> につき誤った評価を行った場合、事実と処分の均衡を判断する比例性の統制などの「事実の過誤 (erreur de fait)」<sup>(57)</sup> がある。

そこで以下では、以上の行政裁判において用いられる取消事由ないし統制方法が、結社内部の構成員を保護する

司法裁判所の判例法理の中で展開されてきている様子をみていくこととする。

(2) 判例 ― 外的適法性の統制 ― まずは、結社に対する外的適法性の統制について見てみることにする。

① 無権限の瑕疵 ― 無権限一 について問題になることがあるが、次のような判断が下されている。

A 除名処分に関する規定の不存 判例は、規約上に除名処分を下す権限が規定されていない場合でも、総

会にはその権限が認められると述べており、この意味での「無権限」の瑕疵はあり得ない。この点が争点とされたのが、*Messill*判決<sup>(3)</sup>である。事実関係は以下の通りである。原告メスニルは、肉卸販売業組合の組合員であったが、

「彼自身が採決に賛成し、一九二五年一〇月五日の総会で構成員の全員一致でなされた決定」に違反する行為をした。「彼のその態度は一〇月八日の会議中に不意に示されたが、構成員の一人が、彼を理事から辞職させるよう票決にかけることを提案した」ため、総会でメスニルの辞職問題が討議された。総会ではこの提案が全員一致で可決されたが、メスニルはその提案に反対し、自分が辞職することを拒否して、さらに理事の資格で理事会の審議に出席し続けることを主張した。組合長は、正式な通知を発していたがそれも無駄に終わり、新しい総会が設立されるまで彼に会議室への入室を禁止していた。また、一九二五年一二月一五日の総会ではその問題を新たに審理するよう提案がなされ、そこでメスニルの理事からの辞職を議決した最初の決定が確認されただけでなく、さらに現存構成員の全員一致でメスニルを組合から除名することが決定されたのである。

そこで、メスニルは、以下の理由により当該決定の取消を求めて提訴した。即ち、①一二月一五日の議事日程 (*ordre du jour*) は、彼の案件について判断する予定であったことに言及していなかったこと、及び彼が全く自分の防禦の準備ができなかったこと、②出席証書が保管されておらず、定足数が法的に満たされていないなかったこと、③彼は二年間という任期で理事に選任されていたのであり、その任期満了前に辞職を強制することはできないとい

うこと、④彼が背いた一九二五年一〇月五日の決定は、合目的性に欠け、一般利益に反するため無効であることを理由としたのであった。このうち③の主張に対し、裁判所は以下のように述べメスニルの請求を棄却した。まず、「任期中の理事の免職は、規約上規定されていないので、総会は、命令的投票によって、辞職を勧告することしかできないということ」が認められる。しかし、その勧告は、実際には一定の条件の下での免職を意味するものであり規約に反するとはいえない。また、「職業組合の最も重要な目的は団体利益の防禦であるため、理事会の構成員の選任は、その支持者が有する信頼により決定される」のであり、理事がその信用を失った以上、免職の決定は異議を申し立てられず、「総会がその免職を実行する権限をもっているということ」を認めなければならない。後者の点は、規約上に除名処分を下す権限や手続が規定されていない場合でも、総会がその権限を有することを認めたものであり、結社の懲戒権につきその自律性を尊重する態度を見て取ることができよう。

B 権限を有しない組織の関与 規約上権限を付与されている機関以外の組織が処分決定に関与した場合に、無権限の瑕疵を認めた判例もある。それがC判決である。本件は、原告であるCが、自らに対する除名処分の無効を理由とする復職と、一フランの損害賠償および会報への判決文の掲載を求めた事件である。Xスポーツ団体の規約によれば、「以下の制裁は委員会 (comité) によって宣告されうる。(a) 会費の不払いまたは重大な理由 (motifs graves) に基づく除名、(b) 一定期間の出場停止。」(八条)と規定されていたが、同条ではいかなる理由が「重大 (graves)」であるかについては規定がなかった。他方、規約一八条では、Xの精神的利益、スポーツの利益、財政上の利益の適切な管理 (bonne gestion) のために最も広範な権限を委員会に認めている。したがって、規約上は、委員会こそが事実の重大性を決定する唯一の権限を有するということになる。

ところでCの除名は、彼の処分についての意見を述べたことを任務とする懲戒審査会 (commission de discipline

四人の副会長と三人の名譽副会長から組織される)の判断に基づいていたが、Cは、①委員会の決定が、権限のない懲戒審査会の報告を検討して下された点、②Cが委員会に説明を行うよう求められなかったという点を主張していた。①の点が無権限の瑕疵に関連がある主張である。この点につき、規約八条は、「懲戒審査会は、委員会によって毎年任命され、当該構成員の意見を聞いて、理由があれば制裁を提言する」と規定しているところ、実際に設置されたのはこの審査会ではなく、特別な審査会が設けられていたのであった。そこで、「Cが権限をもたない審査会に出頭していたということ、及び、委員会は、権限のない審査会によって提出された報告書を検討することによっては有効に討議することはできなかったということを確認するに至る」。裁判所はこのように述べ、除名処分は無効および一フランの損害賠償を命じた。

② 形式の瑕疵 形式の瑕疵の統制において、「防禦権」の遵守を用いる判例が最も多く見られるのが特徴である。ここでいう「防禦権」が保障する内容には、聴聞を受ける権利と告知の機会の保障とが含まれているようである。

A 防禦権に関する判例 例えば、初期の判決に *Lapau* 判決がある。本件は、相互援助組合の構成員であるラパリュが、許可なく貯蓄銀行に寄託されていた計四〇〇フランを引き出したことを理由に除名されたというケースである。その際、組合からの抗議に基づいて、団体の運営状況を審査するために設立されている委員会が検討を行ったが、その報告は、組合の抗議を根拠なしとして斥けた。ところが、その抗議が総会で再び取り上げられ、わずか二日後の決定により組合からラパリュの除名が宣告された。

本件に関し、裁判所は、まず「相互援助組合の構成員の除名は、それが彼を物質的利益において侵害するため非常に厳しい罰則であるということ、及びそれが同時に彼の徳性や名声を侵害するということ」を考慮し、そのよう

な処分が為される組合員は、「その汚名に対して防禦できるようなあらゆる必要的保障を享有するはずである」と述べる。しかも現実問題として、組合の設立に関わり、かつ数年にわたり議長としていかなる批判も受けることになかった構成員を除名することは重要な決定であるため、その防禦権の保障は、「より公正かつ不可欠なもの」でなければならぬとされている。

そこで、「規約によれば、その執行が提案されているあらゆる個人は、その防禦において、聴聞されなければならない」とされているが、「ラパリュ氏が、出頭通知書を受け取っていたにもかかわらず管理委員会の面前に出頭しなかったとしても、通常の出頭の形式で作成されたその通知書は、単に、処罰事実を彼に知らせなかっただけでなく、集会の目的さえも示さなかったということが認められる」。従って、裁判所は、「援用された無効という他の手段を評価することも、除名を理由付けた事実が規約にあらかじめ定められていたのかどうかを審査することも必要なく」、ただ、「聴聞を受ける権利を保障する規約に対する違反が「除名を宣告した一〇月三十一日の議決の取消をもたらず」と判断し、原告の除名を宣告した総会の議決を取り消す旨の判決を下した。

同様に防禦権の侵害を理由に結社の除名処分を無効と判示したものに、*Bouisset* 判決がある。フランス・リトグラフ芸術協会は、一九〇一年七月一日法に従い適法に結成された団体であつて、同法の規定する届出を一九〇六年三月五日に行った。同協会は、協会設立の目的の一つでもあるところの物質的利益を会費の代償として保障し、契約的關係によつてその会員と結びついていた。同協会は、一九〇六年二月二一日の總會でフランス芸術家会 (*salon des Artistes Français*) の審査委員の中に、協会の代表としてブイセとユヴェを任命しなかったところ、彼らはルールとともに、他の者を任命した採決に従うことを拒否した。そこで、協会長であるビュローは、あらかじめ會議の目的を知らせることなく委員会を召集し、彼らの欠席のまま、規約二〇条に従つて上記三名に対する除名処



分を決定したのである。それに対し、ブイセラ三名は、第三区治安判事 (Le Juge de paix du 3e arrondissement) に訴えを起こし、その結果、当該委員会の決定が、一九〇七年二月二八日の判決によって無効とされた。しかし、同協会の長であるビュローはその判決を不服とし、セーヌ民事裁判所に上訴したのが本件である。

裁判所はまず、以下のことを確認した。「裁判所は、懲戒罰を科された会員が提出する請求を認める権限を有しており、また①形式につき (en la forme)、為された決定が、規約に従った正当なものかどうかということ、②内容につき (au fond)、その決定が越権を構成するものかどうか、社会的関係の放棄が合法かどうか、あるいは、それが民法一三八二条によるフォートを構成するかどうかということと審査する権限をも有している」のであり、また、「公序及び法に反する規約の規定を裁判で考慮に入れることはできない」とも判示している。その後、裁判所は、「形式につき」(en la forme) 以下のような判断をしている。即ち、「裁判所は協会の構成員に対してとられる懲戒決定に際し、防禦権が保障されたかどうかを審査する権利及び義務を有する」として、会議の目的を知らされていなかったブイセラ三名については、聴聞を受ける機会とは与えられず、従って防禦権は保障されていなかったものとし、原判決を支持したのである。

さらに、規約上防禦権の遵守が規定されていない場合でも、その侵害が処分の取消を正当化することも認められている。その点は、Leullier 判決<sup>註10</sup>で明らかにされた。原告であるリュイユは、葡萄酒商業組合の副組合長 (vice-president) であったが、一九〇六年九月五日の決議によってその職務を解任された。そこで、その決議の無効を主張して訴えたのが本件である。一九〇七年五月一〇日のヴェルサイユ民事裁判所判決は次のように判示した。当該職業組合の管理委員会 (commission administrative) は、原告の副組合長としての職務を解任し、後任者を任命した。しかし、その罷免が当該委員会によって決定されたのは、委員会開催の召集状 (convocations) が罷免の提案

について触れずに、ただ、以前通り、週休の問題を議事日程に示してにすぎなかったということ前提とするものであったこと、及び当該職業組合の規約では、防禦権に関する規定が置かれていなかったにもかかわらず、その防禦権の遵守は組合側に課されるべきであるということが指摘される。そこで、その副組合長は、自己に対する嫌疑を告知されず、また防禦の準備も為すことができなかったために、裁判所は当該処分取消を命じた。この判決に対して、パリ控訴院に控訴が為されたが、同院は「第一審裁判所裁判官による理由を採用し」て、原審を支持する判決を下したのである。

B 告知の機會の保障　また、構成員に対して召集状等において、事前の懲戒事由の告知が要求されるのも、この統制の特質である。例えば、防禦権が告知の機會の保障をも要請することを明示したものに *Petit* 判決がある。一九二九年三月二七日に、ディナール商工業連盟という名の非営利社団が結成されたが、その結社は、①ディナールの商人の利益の配慮、②町の商業状況を向上させるための必要的手段の促進、③その手段の範囲内において、夏期には町に旅行者を引き受け、冬期には住民の興味を引くために予定された祝典または集會の組織あるいは創設を援助すること等を目的とするものであった。同社団は、一九二九年三月二七日にサン・マロ役場に規約を正式に届け出たが、その規約の二五条によれば、議事を妨害し、または連盟の利益に重大な損害をもたらした会員は、全て、構成員の過半数により除名されると規定されていた。

一九三三年三月一日の總會では、会員であったプレッティの除名が決定されたのであるが、プレッティは、この除名決定が①防禦権を無視しており、他方では②「権限」濫用を構成していることを理由として、その取消の判決を裁判所に求めたのである。これに対し、裁判所は第一の主張につき、懲戒に関しては「防禦権は、処分が申し立てられる者が自己防禦を準備し、その行為を正当化し得るように告知されることを要請する」ということが、確立し

た判例であるということ」、「裁判所の規範は、社団の規約がその点に関して沈黙している場合にも同様に適用されなければならないということ」、「職業組合や営利社団が、資格なしと判断された構成員を除名にする権利を有しているとしても、その事項を規律する普通法の原則を遵守しなければ、その権利を行使できないということ」、「裁判所はその点に関し裁量権を有しており、もしその原則が侵害されれば、決定の無効を宣告することができるということ」を指摘している。また、実際には、プレッティは、自己の除名処分が総会の目的であることを事前に知りえたのであるが、「それでも彼は、一九三三年三月一日の総会の目的である処分を知らなかった」と判断している。裁判所はそうした理由から、プレッティが受けた除名処分に対する精神損害の賠償を命じた。

同様に、告知の機会の保障を「個人の本質的な権利」として除名処分の無効を命じたものに Muslim 判決がある。原告ミュスランは、一九五二年一月一日に「開頭手術患者 (trepanes)・頭部負傷者 (blessés de la tête) 全国連盟」に加入して以来、当該連盟の会員であり、一九五七年には、当該連盟のアルザス支部の支部長の地位に就いた。しかし、理事会 (le comité directeur) は、一九五九年一〇月三日の会議で彼を出頭させ、原告の言動、文書等が、当該連盟にとって有害であるということとを理由として、彼の除名を全員一致で決定し、その旨を同月三〇日の文書で通知した。そこで、原告は、その点に関する委員会の目的を告知されていなかったということ、及び抗弁 (défense) を提示することができなかったということとを主張して、彼が宣告された除名処分の取消及び一万フランの損害賠償の支払いと復職を求めて、セーヌ大審裁判所に訴えを提起した。

この訴えに対し、裁判所は、規約が手続に関する規定をほとんど置いていないということは重要でなく、個人の本質的な権利を侵害する場合には除名の決定は無効となるということ、除名処分が無効であるとすれば有効な復職 (réintégration) の要求は原告の権利であるということ、手続の違反 (violation des formes) から生じる精神的損害

しか原告は主張しえないこと等を指摘して、一九五九年一月三日の除名処分の決定の無効及び損害賠償五〇〇新フランの支払いを連盟側に命じた。

以上の検討から、以下の点を再度確認しておく必要がある。第一に、裁判所は結社の懲戒権について、防禦権、即ち聴聞を受ける権利と告知の機会の保障という二つの「形式の瑕疵」に対する統制を外的適法性の統制として行っているという点である。第二に、これらの権利は、法律や規約に根拠を有していない場合でも、結社が遵守しなければならぬものとして理解されているという点である。裁判所のこのような態度は、防禦権の保障が「法の一般原理」を根拠とするものであることを示しているように思われる。<sup>(12)</sup>

(3) 判例——内的適法性の統制 次以下では、団体に対する内的適法性の統制についての判例を見ていくこととする。

① 権限濫用 内的適法性の統制においては、第一に、「権限濫用」の瑕疵に対する統制がみられる。もともと、いくつかの判決は、権限濫用の審査の可能性を示唆するのみで実際にこの統制方法を行ってはいないのが現実である。その中でも、明確に当該瑕疵の審査を行ったものに *Lanselle* 判決がある。事実関係は明らかではないが、裁判所は、防禦権が人格の本質的属性であるため、当事者が弁明したり自己を防禦したりするよう促されることなく宣告された除名処分は無効であると述べるとともに、制裁を課した会議の誠実さないし真剣さを議事録から伺うことができず、むしろ、人種差別の目的から懲戒権の濫用があったと認められる場合には、除名処分の決定は取消されるべきであると判示している。

② 法の過誤 第二に、「法律侵犯」に対する統制も見られるところである。既に指摘したように、立法者は結社の懲戒権の領域には介入していないという点からすれば、法律侵犯の統制は困難なようにも思われる。しかし

実際には、裁判所は、次のような様々な統制手法を駆使する判決を提示してきている。まず、「法の過誤」の場合としては、次の四つの審査手法がある。

A 国法違反・公序違反の審査 第一に、当該除名処分または規約自体が、国法ないし公序に反するかどうかが判断される場合である。例えば、X判決は次のように「公序」の観点を取り入れて、結社の懲戒権の統制を行っている。事実関係は明らかではないが、セー又大審裁判所は次のような理由から、本件の除名処分は適正であると判断した。まず、結社の指導者が規約から引き出す権限がどのようなものであっても、規約に従ってしか行使しえない、ということを確認する。また、裁判所が、構成員の除名処分を課すためにその幹部の代わりをすることができないとしても、訴訟に際して法の一般原理に従い、その規約が特に濫用的適用、あるいは誤った適用によって侵害されたのかどうかを審査すること、及び防禦権または公序に対する侵害を指摘することは裁判官のなすべきことである。そうでなければ、訴訟の成り行きを結社の幹部及び当事者に委ねるか、あるいは結社の規約の中に構成員との間で締結されている契約的關係を幹部の思いのまま終わらせることも認めるような条項を入れることになってしまうからである。ここでは、裁判所が結社の懲戒権の審査に際し、法の一般原理や公序に照らして判断する権限を有していることが確認されている点に留意する必要がある。

但し、実際に特定の除名処分ないし規約自体が国法違反ないし公序違反として認められたケースは多くはない。数少ない例の一つとして、Chaussegny 判決を取りあげよう。ヴェルナンテーズ友好連盟は、一九〇一年七月一日法に従って設立された団体である。原告であるショスピュは同連盟の会員であったが、規約に従わなかったという理由で除名された。そこで原告が、一九三四年五月一三日の総会で決定された除名処分の無効と、五千フランの損害賠償の支払いを求めて訴えたのが本件である。その際、裁判所は法の過誤の統制を行っている。即ち、「裁判所

は常に除名という私的な罰則が正当に適用されたかどうかを審査する権限を有しているのであり、最終的裁判権 (juridictions sans appel) となる結社の総会の決定に対しては裁判所へのいかなる訴願 (recours) も行なうことはできない、という規約の条項は公序に反する」としている。<sup>35)</sup>

もつとも、国法ないし公序違反の審査を否定する方向性を持った判決が見られることに注意が必要であろう。

Dr. Rockin<sup>36)</sup> 判決は、組合がリックラン医師を加入させないようにするために一度解散し、その後次のような条項を規約内に規定して再結成したという行為の違法性が争われた事件である。規約七条は、組合がフランス絶対愛国心を根本原理として認め、条件として要求するものであった。リックラン医師は、戦争中の態度が反国家的な思想傾向を示しているということを理由に排除されたのである。そこで、裁判所は、結社が「いかなる違法な行為も行つておらず、その権利を行使したにすぎない。また、総会の愛国心の正当な表明としての新しい条項を規約の中に導入することは、非難されるべき、良俗に反する行為とは考えられない」と判断している。

B 「特殊性の原則」違反の審査 第二に、除名行為が、「特殊性の原則」に違反するかどうか判断される場合である。「特殊性の原則」とは、「結社の私法上の権限は、規約で規定されているような目的の遂行にとって必要な行為に限定される」とする原則をいう。<sup>37)</sup> この点に関しては、Cavin<sup>38)</sup> 判決がある。ヴァローリ郵便局員職業組合 (syndical professionnel des ouvriers postiers de Vallauris) は、一八八四年三月二日法三条により設立された団体であり、コーヴァン等は同組合に所属していた組合員であったが、一九一〇年五月一日に行われた示威行動に参加しなかったことを理由として二フランの罰金の支払いを命じられた。しかし、その罰金の支払いを拒否したため、同組合から除名された。そこで、コーヴァン等原告は、組合及びその組合長であるコルポランデイに対し、彼らが被った損害の賠償を求める訴えを提起した。破毀院は、①「組合制度の本質的な準則」に反する示威行動へ

の組合員の参加強制は、次のような制裁を伴うことはできない、即ち、不払いの場合には除名されるという罰金である、②本件組合は「構成員の経済的、産業的、商業的及び農業的利益の調査及び保護を目的とするもの」であるにもかかわらず、原審が判断したように、当該示威行動は「経済的プロバガンダの手段」ではなく、「政治的な性質のもの」でしかなかった、したがって、③「原審が、組合に不利なフォートの存在を認めた」ことは「正当」(bon droit)であると評価し、この点に関する控訴人の主張を退けている。経済的な活動を目的とする結社による、政治的示威行動への参加強制にフォートを認めたことは、わが国の問題状況にも示唆を与えるものであり興味深い。

C 内部規則違反・規約違反の審査 第三に、除名処分が、結社の内部規則・規約に違反するかどうか判断される場合である。除名処分の規約違反を認めたケースとして、Beton 判決<sup>(註)</sup>を取りあげる。本件は、全国サッカー大会でのアストラ・スポーツクラブによる選手の替え玉行為 (une fraude sur l'identité d'un joueur) に端を発するケースである。この件で、フランスサッカー連盟は、当該不正行為の責任者と判断した選手と指導者に対し様々な処分を行い、加えて、アストラ・スポーツクラブの長であったベルトンに対し二ヶ月の出場停止処分を行った。そこで、ベルトンは、当該処分が形式及び内容の点で規約に違反し無効であると主張して訴えた。裁判所は、次のように述べて、「ベルトンに対する制裁は、連盟の規約に一致しておらず、連盟の委員会の決定は、取り消されるべきである」と判断している。第一に、ベルトンに対する処分は、「クラブの長は、その地位故に、あらゆる性質の問題、特にクラブ内で生じうる替え玉行為について責任を負う」ということを唯一の理由としてなされたものであった。したがって、それは、替え玉行為へのベルトンの直接の関与を証明するものでも非難するものでもなかった。ベルトンは、ただクラブの長であるというそのことだけで処分を受けたのである。第二に、「構成員による非違行為に制裁を課すことに向けられた懲戒権の本質及び目的からして、非違行為は非難を受けている者本人の個人的な

ものでなければならぬと認めることが、当然であり公正である」。本件のような場合には規約があらかじめ制裁を規定していることが必要であったが、実際にはそのような規定はなく、「裁判所では、個人的な非違行為のみが懲戒処分を正当化することができる」と結論できる」。

D 刑事手続上の原則の適用 第四に、「法の過誤」の統制において特殊なものとして、刑事手続上の原則を適用する判例もある。即ち、刑罰規定は被疑者に有利な意味で解釈されるべしとする原則、「刑罰規定が遡及効を持たない」という原則<sup>(55)</sup>、拡大解釈・類推解釈の禁止<sup>(56)</sup>である。ここでは、Gay 判決を取り上げる。道路管理官中央友好協会は、一九〇一年七月一日法に従って適法に届出を為した非営利社団であり、その規約及び届出に従い、慈善を第一の目的とする団体であるとされている。また、同団体は、その会員の家族の生活保障、適切な措置の普及、道路管理 (service vicinal) と関係する様々な問題への対処を可能にするような密接な相互関係を会員の間に確立しようとしていた。そうした配慮から同団体の規約では、会費を支払う代わりに会員に対し精神的利益 (avantages intellectuels) だけでなく援助 (secours) や手当 (allocation) 等の物的利益 (avantages matériels) を保障することが定められていたのである。

ところで、同団体の総会が一九〇五年六月三日にパリで開かれたが、そこで会員の一人であるガトーが次のような提案を行っている。即ち、内部規則六条一項の規定を「その発言や文書により道路管理官団体を害するあらゆる構成員の除名は、総会によってしか宣告され得ない」という形で補足すべきとするものであった。また、この報告の結論は「票決に付され可決された」。しかし、同内部規則一七条は、「現在の規則のあらゆる改正は、…そのために投票の三分の二を集める場合にしか可決されない」と規定しており、現状ではその報告の結論が規則にかなう定足数を満たしていたかどうかは、判断できないとされている。このような状況において、ゲイの除名が即座に提



案され、総会は利害関係人からその説明と反論を聞き、その後で彼を除名処分に付したのである。内部規則改正前  
の行為に対して新しい規定が適用されたという事件である。

この問題に関し、パリ第一一区治安判事 (Le Juge de paix de 1<sup>er</sup> arrondissement de Paris) は、一九〇六年六月  
二四日に協会に対するゲイの主張を斥ける判決を下した。しかし、セーヌ民事裁判所は、以下のように判示して治  
安判事の為した判決を破棄する理由があるとしている。まず①除名処分によって侵害された会員の主張について判  
決を下すこと、及び②その除名処分が当事者の法 (La loi des parties) たる規約や規則に従って為されたものかど  
うか、また会員と協会との間の契約を解消したことが濫用にあたらぬかどうかを審理すること、これらのことは  
裁判所の為すべきことである。また、「刑罰規定が遡及効を持たない」という原則を確認し、それに反して除名の  
ごとき重大な処分が適用され得るとすることは、規約を修正する前に「ル・カントニエ (Le Cantonier)」誌に掲  
載された論文を考慮しても、あるいはゲイが総会で述べた考えを考慮しても、認めることができないとしている。

このように裁判所は、除名処分の場合にも刑罰不遡及の原則が適用されることを認め、協会側に損害賠償を命じた。  
③ 事実の過誤 また、「法律侵犯」のもう一つの統制方法として、「事実の過誤」が挙げられる。もつとも、

裁判所が、事実の性質決定や非違行為の重大性、さらに非違行為と処分との比例性などについて審査を行うことが  
できるかどうかについては、否定する判決と肯定する判決とが見られる。事実の過誤の統制を否定したものと  
して、①「裁判所は、職業組合によってなされた決定が公序に反しないかぎり、その固有の価値あるいは合目的性の  
判定者となるべきではない」とする *Mesnil* 判決、②「裁判所は、結社の懲戒機関の控訴裁判官ではない。規約が  
適正に適用されたかどうか、防禦権が尊重されたかどうか、場合によっては権限濫用を避けるため、現実に行われ  
た非違行為が基礎にあったかどうかだけを審査しなければならない」とする *Buron* 判決、③「裁判所は、結社の

指導者が下した処分以外の措置を命じるためにそれに取って代わるといふことができないとすれば、訴訟の場合に、法の一般原理に従って、とりわけ濫用的な適用ないし誤った適用によって規約違反があったかどうかを述べることに、また、防禦権あるいは公序の侵害を指摘することが、裁判所のなすべきことである」とするX判決がある。

他方、事実の過誤の統制を行うものとしては、ここでは、DeFauce 判決<sup>(85)</sup>を検討しておきたい。本件は、ベルトールがデルプラスに建築依頼を譲渡したことに生じた問題に端を発するものである。この問題を解決するため、ベルトールは、代理人として北フランスで認められている建築士職業組合 (Syndical professionnels des architectes) の執行部から三名を選任した。デルプラスは調停のために執行部に召喚されたが、その執行部には、ベルトールの三名の代理人も構成員として含まれており、さらにそのうちの一人が議長を務めるものであった。そこで、デルプラスは会合が両当事者の弁護士の間で行われるべきと主張し、その召集に従わなかった。その出頭拒否による損害を理由として、除名処分が彼に対して宣告されたのである。これに対し、控訴院は、「組合の構成員に対する懲戒としての除名は規約により規定されている事由を理由としてしか宣告されない」として「同一の構成員が、一方の当事者の代理人であると同時に裁定者でもあるという不正に構成された調停委員会に出頭することを、適正文書 (lettre courtoise) によって拒否する行為は、制裁として組合から除名されるべき規約上の事由にはあたらない」と判断した<sup>(86)</sup>。このように、結社による懲戒処分がそれを正当化するような事実ないし事由に基づいて為されたかどうかを審査する判例が見られる。

また、裁判所が事実の過誤の統制の手法により、除名処分の理由を規約上の非違行為に該当すると認めたケースも存在する。既に挙げた *Chaussier* 判決<sup>(87)</sup>で、裁判所は、「いかなる場合であれ、除名が、規約によってあらかじめ規定された理由、あるいは総会の評価に委ねられた重大な理由により、言い渡されたものでない場合には、正当ではない」と述べ、その上で、「総会は、シヨスピュが『協会内の和合 (bonne entente au sein de la société)』の

みを要求している規約に従わなかったため、彼を除名したということ、また、実際に、一九三四年三月一二日にショスピュが議長に送った手紙から、ショスピュとシャプロンとの対立は、全構成員の友好的関係を保持しなければならぬという結社の目的と相容れないということ<sup>(56)</sup>を確認している。もつとも、事実の過誤の統制を行うこれらの判例が見られるにもかかわらず、破毀院でこの統制手法の採用が確定するには、後述するように一九七二年まで待たなければならなかったことは記憶にとどめておいてよいであろう。

### 3 賠償訴訟

(1) 賠償訴訟の統制方法 賠償訴訟 (*contentieux de la réparation*) は、ここでは結社の違法な懲戒処分により損害を被った構成員が、その損害の賠償を求めて行う訴訟を意味する。ここにおいては、行政裁判所、コンセイユ・デタによる統制方法を司法裁判所が用いるという取消訴訟のごとき特殊性はなく、むしろ私人による私人に対する不法行為に基づく損害賠償責任として当然に司法裁判所の管轄となる。しかも、行政訴訟においてみられる取消訴訟と賠償訴訟の二元構造ないし手続上の独立性は、ここでは存在せず、結社による処分に対する取消の請求と同時に、損害賠償が請求される点が特徴であろう。

この加害者が私人である民事不法行為責任と行政賠償責任は、管轄裁判所が異なるため区別されているのである<sup>(57)</sup>が、そこから次のような制度上ないし運用上の違いも生じている。即ち、行政訴訟手続上、判決の執行確保手段の不十分性という問題が存在し、行政裁判所ないしコンセイユ・デタが行政に対し一定の作為義務を課すことはできないとされている。従って、行政が命じられる賠償は金銭賠償に帰着する<sup>(58)</sup>。この点で、全面審判訴訟とはいえ、その権限には一定の限界が存するといえる。それに対し、司法裁判所はかなり広い権限を有しており、様々な賠償を

命じる判決を下している。とりわけ本稿のテーマとの関連では、結社から処分を受けた個人を保護するために行政裁判所には見られない積極的な賠償を認めている。この点が取消訴訟の場合とは異なっており、賠償訴訟の意義が評価されるべき場面といえるであろう。以下において、その判例を見てみることにする。

(2) 判例 次のような判例の整理が可能であろう。

① 多様な賠償方法 賠償訴訟の方法としては、金銭賠償が最も頻繁に利用されている。敗訴した側に訴訟費用の支払いを命じること、もちろんである。また、ここで取り上げた諸判例のように、団体からの除名が問題になっている場合には、その団体への復職を命じることが最も完全な賠償方法であろう。De Poligny 判決<sup>(16)</sup>に触れておこう。カプシーヌ・クラブの委員会は、一九一二年六月五日に次のような決定をした。会員のドウ・ポリニイが、クラブにおけるその態度を理由とし、規約一四条に基づいて除名されるというものであった。この決定は翌日委員会書記により本人に通知された。彼は、この決定に不信感を抱き、自分を召喚しないで決定を下した同委員会に対し、聴聞を受ける機会を与えてくれるよう要求した。そこで、同年六月一二日に彼の出席の下で二回目の会議が開かれたのであるが、この会議のあと再び六月五日の決定を維持する旨の通知が彼に対して為されたのである。その通知には、「除名は、何らかの点で彼の完全に信頼のおける人柄 (partait honorable) に関わることなく、ただ彼の性格、「気性の」激しき、挑戦的かつ不都合な態度のみを理由とするものであった」と書かれてあった。そのために、ドウ・ポリニイは、カプシーヌ・クラブに対し、地位の回復を求めて訴えたのである。

裁判所は、まず「クラブの委員会は確かに、非難されている正確な事実を告知せず、また防禦する準備をさせずに、ある構成員の除名を宣告すべきではない」とし、「そのことに関して、規約がそれを規定していないということとは重要ではなく、「裁判所は、とりわけ懲戒に関しては、誰も聴聞の機会を与えられずに、非難されることは

ありえないということを要求する規範を遵守する義務がある」としている。また、裁判所は、「除名の後で、ドウ・ポリニイが委員会により聴聞の機会を与えられたとしても、最初の瑕疵は治癒されなかった」と述べ、さらに、原告の除名を提案したボネの報告は、伝達されず、除名を理由付ける正確な事実が知らされないまま除名が宣告されたという「不適法な条件の下」にあったと判断した。

被告カプシーヌ・クラブは、裁判所が介入できるのは明白な濫用の場合に限られ、しかも除名の裏付けとして (a l'appui de la radiation)、一九二二年六月一二日の通知に示される理由は裁判所が介入する余地を排除するものであると主張した。しかし、この主張に対し裁判所は、「その理由が裁判所の統制に含まれるかどうかを審査する前に、原告に対して為された決定の適法性を審査する義務を有している」とし、「上記に顧みたら一般規範が、その事前審査において用いられ、裁判所への訴願を正当化する濫用がそこにはあった」と述べている。以上の理由から、裁判所は原告ドウ・ポリニイのサークル内での構成員たる地位を確認した。<sup>(10)</sup>

また、復職を命じる判決の履行を確保するために、裁判所は組合の費用で判決文を掲載することを命じたり、<sup>(11)</sup> 罰金強制を付したりして<sup>(12)</sup> 実質的に構成員の保護を図っているといえる。このように「損害賠償と実質的手段を付加された強制力の下で単なる訴訟費用の支払いから復職にまで及びうる、多様な賠償の形態が確認される」のである。<sup>(13)</sup> もつとも、除名処分の取消が必然的に復職をも含むのかは明らかではない。実際には、処分の取消を認める判決の中でも、金銭賠償を越えて復職まで明示的に認めるものは多くないからである。法理論的には、除名処分を受けた構成員は、処分前と同様の地位に戻ることができるのであり、また、中断することなく構成員の地位にあったものと考えられる。しかし、「構成員は、結社への復職の拒絶に直面することがありうる」のであり、この場合<sup>(14)</sup> には、裁判所は、損害賠償の支払いを命じることしかできないとの指摘もある。

## ② 賠償義務の主体

損害賠償義務を負う主体が問題とされなければならない。侵されたフォートにつき、結社自体が賠償義務を負うのは当然であるが、さらにその指導者も責任を問われるのかどうかという問題である。

## A 個人的責任を否定する判例

この点につき、損害賠償義務は明文で規定された場合を別としてフォートを犯した者のみが負うとし、組合が侵したフォートの責めを組合の長に負わす旨の規定が存在しないことを理由に個人的責任を否定する判例がある。既に述べた *Cavin* 判決<sup>(97)</sup>の原審は、コーヴァン等が、「適切に受け入れられ、全く平等に扱われる」ということをもはや予期し得ないような団体への復職を……もはや要求することはできず、また、組合の恩恵 (*avantages*) をもはや受けるべきでない」と述べ、「週会費及び年会費の払い込みの合計と同じ金額の賠償」を命じて、組合と組合長に対する損害賠償請求を認めている。ところが、破毀院は、「損害を賠償する義務は、法が他人の行為の責任を定めている場合は別として、フォートを犯した者にもみ帰せられる」とし、「いかなる規定も、職業組合の長が組合によって犯されたフォートの責を負うとは規定していない」等の理由により、原判決を破棄した。意思自治の原則ないし個人責任の原則からして、この判決の立場が原則と考えるべきであろう。

## B 個人的責任を肯定する判例

他方、理事や重役の行為が、その資格でかつ規約の範囲内でなされている場合であっても、それが違法な行為に該当する場合には、個人的責任を認めるとする判例も出されている。*Bonissent* 判決<sup>(98)</sup>は次のようなケースである。銅溶鉱工労働者組合会議は、ボニッサン親子を排斥し、六年の間「ラ・フォンドゥリ」(*La Fonderie*) 誌に不名誉にも、その親の方の名前を記載し、さらに、彼らを職に就けないようにしたのであるが、そのために被った損害の賠償を求めて、ボニッサン親子は訴えを提起したのである。この事件に対し、セーヌ民事裁判所は、同組合会議の理事長 (*président*)、理事 (*directeurs*) 及び役員 (*administrateurs*) に対し、ボニッサンの親への四五〇〇フランの支払い、その息子への五〇〇フランの支払いを命じる判決を下した<sup>(99)</sup>。

これに対し、敗訴した組合会議側からパリ控訴院に控訴が為され再度争われたが、控訴院は原審を支持する判決を下している。<sup>(10)</sup>その後、同組合会議は解散し、銅鑄物工組合会議 (Chambre syndicale des mouleurs en cuivre) にかわつたことにより、ポニッサンはその判決を実行できなくなった。そのため、「彼に損害を与えた策略 (manœuvres) は、以前の銅溶鋳工組合の構成員のものであるということ」を挙げ、「彼ら (理事長等) は、前述の判決が宣告した組合会議に対する敗訴判決によって、個人的に拘束される」ということを主張した。これにつき裁判所は次のように判断している。「原則として、組合の理事と役員は、その資格で、規約の範囲内で為した行為については第三者に対する個人的責任を負わないが、彼らが非難される行為が、規約によって規定されている場合であっても違法な行為である場合には、同様ではありえない」とし、組合の理事や役員が、個人的に責任を負う可能性を認めたのである。もつとも、ポニッサンは、理事や役員等が重度のフォート (faute lourde) として捉えられる排斥を實行したということを証明しておらず、その陳述は適正さを欠き、しかも、受け入れることのできないものであるとして、その訴えを却下した。J・モランジュによれば、本判決は、指導者に個人責任を負わせるために二つの条件を設定しているとされる。即ち、①組合の重度のフォートの存在、②管理者側のフォートないし違法行為の存在である。<sup>(11)</sup>

C 二つのフォートの関係 このような組合のフォートと指導者のフォートとを区別して論じる議論状況はまた、行政判例上の分類である「役務過失 (faute de service)」と「個人過失 (faute personnelle)」との区別に対応するものと考えられるであろう。即ち、結社による懲戒処分は、通常、総会や委員会などによって宣告されるものであり、その意味で結社のフォートは、結社それ自体の役務から生じるものと解される。フォートの責めを負うべき個人を特定することはできない。それに対し、結社のフォートに個人的ないし主観的な事情が含まれている場合には、個人過失が認められ得る。

問題は、どのような場合に個人的ないし主観的な事情が存すると認められることができるのかということであろう。

この点、行政判例では、フォートが公務員の職務の範囲外で犯された場合、職務の範囲内であっても故意によるフォート (*faute intentionnelle*) の場合、同じく職務の範囲内であっても重度のフォート (*faute lourde*) の場合には、個人過失が認められるとされる<sup>(12)</sup>。他方、結社の懲戒権に関しては、以上の判例から、法が管理者・指導者の個人責任を認めている場合、指導者が規約の範囲外の行為を行った場合、*Bonissanti* 判決のいう二要件が備わっている場合に個人過失が認められるといえるであろう。ここにおいても、行政判例と司法判例との間における一定程度の近縁性を見ることができるとであろう。

(45) *faute* の語につき、結社の規約上、懲戒処分の対象として *faute* が語られている場合には「非違行為」とし、懲戒処分の違法原因として *faute* が語られている場合には「フォート」とすることとする。後者の「フォート」については、野田良之「フランス民法における *faute* の概念」我妻先生還暦記念『損害賠償責任の研究・上』(有斐閣、一九五七)一〇九頁以下、アンドレ・タンク、星野英一訳「不法行為責任におけるフォート (*faute*) の地位」法協八二巻六号(一九六六)七一七頁以下等参照。

(46) 田辺江美子「フランス公務員法における懲戒制度」フランス行政法研究会編『現代行政の統制——フランス行政法研究——』(成文堂、一九九〇)一〇一頁以下等参照。

(47) 同様の視点から司法判例の整理を行うものとして、J.Morange, *La liberté d'association en droit public français*, P.U.F., 1977, p. 225 et s.; J.Morange, *Droits de l'homme et libertés publiques*, 4e éd. revue et augmentée, P.U.F., 1997, pp. 254-255. また、結社の懲戒権に対する司法統制については、R.Bricher, *Associations et Syndicats*, 5e éd., Litec, 1986, p. 232 et s.; G.Sous, *Les*



associations, *Dalloz*, 1985, p. 124 et s.; A.-S. Meschirikoff, M. Frangi et M. Kahir, *Droit des associations*, P. U. F., 1996, p. 180 et s. 公務員に対する懲戒処分についての行政判例と企業における懲戒処分についての司法判例との比較検討を行うものとして、  
 H. Sinay, *Le contrôle de proportionnalité des sanctions disciplinaires au regard des fautes commises: dualité de jurisprudences administrative et judiciaire*, *Droit social*, 1979, p. 275 et s.

(48) 滝沢正『フランス行政法の理論——国家賠償・地方制度』（有斐閣、一九八四）二六頁、また、取消訴訟ないし越権訴訟については、阿部泰隆『フランス行政訴訟論——越権訴訟の形成と行政行為の統制——』（有斐閣、一九七二）、伊藤洋一『フランス越権訴訟における訴えの利益の事後消滅について』フランス行政法研究会編・前掲(46)二四二頁以下、同『フランス行政訴訟の研究』（東京大学出版会、一九九三）、村上裕章『越権訴訟の性質に関する理論的考察(一)』（二・完）『九大法学五七号（一九八八）一頁以下、五八号（一九八九）一八七頁以下、司法研修所編『フランスにおける行政裁判制度の研究』（法曹会、一九九八）一〇七頁以下等参照。

(49) フランスの裁判制度の全般的な説明については、滝沢正『フランスの裁判制度について』判タ五二三号（一九八四）一七〇頁以下、同『フランス法』（三省堂、一九九七）一七五頁以下参照。

(50) リヴェロ、兼子仁他編訳『フランス行政法』（東京大学出版会、一九八二）二二七頁によれば、司法裁判所の場合には行為の取消、支払い、あるいは作爲の命令、法的資格の承認等の「請求の多様性は、出訴者が裁判所にそれを訴える際の手続の諸性質には、言いかえれば『訴訟方式』（*action en justice*）には影響を与えない。追求されている目的が何であれ、訴訟方式は一つである」とされるが、「行政裁判所においては、このような単一性は存在しない」。即ち、行政裁判においては、本文中で述べた取消訴訟の他に、全面審判訴訟（*contentieux de pleine juridiction*）、解釈訴訟（*contentieux de l'interprétation*）、適法性審査訴訟（*contentieux de l'appréciation de légalité*）、処罰訴訟（*contentieux de la répression*）と

う訴訟類型がある。これらの訴訟類型については、滝沢・前掲(48)二七頁、兼子仁『現代フランス行政法』(有斐閣、一九七〇)七三頁以下、橋本博之『行政訴訟改革』(弘文堂、二〇〇一)等参照。

(51) Y. Gaudemet, *Traité de droit administratif*, 16e éd., t. I, G.D.J., 2001, p. 493 et s. リヴエロ・前掲(50)二七二頁、司法研修所編・前掲(48)一〇九頁以下。

(52) 「法の一般原理」については、Y. Gaudemet, *Traité de droit administratif*, op.cit., p. 564 et s. リヴエロ・前掲(50)一〇四頁、滝沢・前掲(49)「フランス法」二七九頁以下、植野妙実子「フランスにおける法の一般原則—比較法雑誌一六卷三号(一九八三)二頁、神谷昭『フランス行政法の研究』(有斐閣、一九六五)三〇二頁以下、伊藤洋一「フランス行政判例における『法の一般原理』について—法協一〇三卷八号(一九八六)一六二五頁以下等参照。また、「防禦権」については、皆川治廣「フランスにおける行政の手続的統制(一)(二)(三)(四・完)——防御権(droit de la défense)を中心に」自治研究五九卷一—号(一九八三)一二五頁以下、六〇卷一号(一九八四)一二五頁以下、同卷四号(一九八四)一〇八頁以下、同卷七号(一九八四)一二〇頁以下、皆川治廣・小早川光郎「フランスにおける行政の手続的統制—フランス行政法研究会編・前掲(46)二七三頁以下等参照。

(53) Y. Gaudemet, *Traité de droit administratif*, op.cit., p. 495 et s. リヴエロ・前掲(50)二七六頁、阿部・前掲(48)八三頁以下、一一六頁以下、司法研修所編・前掲(48)一二三頁以下。また、「権限濫用の統制の派生物」としての処分理由の統制については、交告尚史『処分理由と取消訴訟』(勁草書房、二〇〇〇)、久保茂樹「フランスにおける行政行為の理由附記(一)(二・完)」、民商八七巻五号(一九八三)五一頁以下、同巻六号(一九八三)四三頁以下、平田和一「フランスにおける行政裁判——行政の裁量権に対するコンセンユ・デタの裁判コントロールの評価に向けて——」名古屋大学法政論集九二号(一九八二)一三一頁以下等参照。

- (54) リヴェロ・前掲(50)二七六頁。
- (55) リヴェロ・前掲(50)二七九頁、阿部・前掲(48)九一頁以下、司法研修所編・前掲(48)一一三頁以下。
- (56) リヴェロ・前掲(50)二七九頁、司法研修所編・前掲(48)一一六頁以下。
- (57) Y.Gaudemet, *Traité de droit administratif*, op.cit., p.499 et s. リヴェロ・前掲(50)二八〇頁以下、阿部・前掲(48)二六五頁以下、司法研修所編・前掲(48)一一七頁以下、三浦大介「フランス行政法における裁量統制の進展(一)(二)(三・完)—— l'erreur manifeste を中心に ——」都法三六卷二号(一九九五)四七七頁以下、三七卷一号(一九九六)二四七頁以下、三七卷二号(一九九六)一七九頁以下。
- (58) Tribunal civil de la Seine, 16 février 1926, *Mesnil c. Syndicat de la boucherie en gros*, S.1926.2.115.
- (59) その他の点については、次のように判断されている。まず、理由①については、裁判所は、「一九二五年一月二五日のメスニルの案件が、議事日程に記載されていたということ」、メスニルは、直接に自己を防禦し、そしてあらゆる手段を利用することができる状況で、總會に出席していたということ」、また「彼はそこで発言し、自分を正当化するために有効に努力したということ」が確認されている。また、理由②については、組合側が、十分な構成員の数の出席を証明した一方で、それに対する原告からの証拠は提出されなかったことなどが指摘されている。理由④については後述する。また、裁判所は、「(1)メスニルが組合の「決定に違反する前に」その採決に稍極的であったということを確認し、(2)「總會が権限をこえていないかどうか」或いは總會がメスニルの「防禦の自由を侵害しなかったかどうか」ということを「提出された文書の審査によって判断する」だけで十分であると述べている。
- (60) Tribunal civil de la Seine, 13 juin 1955, C... c. Association sportive X..., *Gaz. Pal.*, 1955.2.249.
- (61) 一般に、除名処分は、「重大な理由」がある場合に宣告されるが、いかなる理由が「重大」であるかについては、規約で明

権と規定する必要はないのである。G.Soussi, Les associations, op.cit., p.131. R.Briche, Associations et Syndicats, op.cit., p.232. A-S. Mescheriakoff, M.Frangi et M.Kdhir, Droit des associations, op.cit., p.182.

(22) ②の点については、個人は、制裁を提言し得るが必ずしも権限を有する機関に出頭するよう求められる場合とは、自由な非難や批判による事実を正確に知る権利を有する。……義務の二つへの違反行為は、防禦権の明白な侵害を構成する。……彼に送付された召喚状は、委員会により取り上げられる事実を提言された制裁と言及するものではないのである。

(23) Nîmes, 3 déc.1879, Fotalot c. Isnard, D.1880.2.92; Toulouse, 22, déc.1882, Lapalu, D.1885.2.11; Tribunal civil de la Seine, 17 déc.1907, Bouisset, Huvez et Leleu c. Société des artistes lithographes français, Gaz. Pal., 1908.48; Paris, 9 jan.1908, Syndicat du commerce des vins de Versailles et de l'arrondissement c. Leuliet, S.1909.2.116; Tribunal civil de la Seine, 1er mai 1914, De Poligny c. Cercle des Capucines, D.1917.2.96; Tribunal de la Seine, 16 fév.1921, Zucco c. Aéro-Club de France, D.1921.2.80; Tribunal civil de la Seine, 16 fév.1926, op.cit.; Tribunal de Nevers, 11 juin 1928, Germain c. Syndicat de bûcherons de Trois-vesvres, S.1929.1.182; Cass. req. 27 avril 1933, Soc.coopérative viticole de Maury c. Trivillac, S.1933.209; Tribunal de Saint-Malo, 8 fév.1934, Peretti c. Union commerciale et industrielle de Dinard, S.1934.2.14; Angers, 21 mai 1935, Chaussépied c. Union amicale vernanaise, S.1936.2.113; Tribunal de la Seine, 24 janvier 1936, Gourtlay c. Cercle républicain, S.1936.2.113; Gaz. Pal., 1936.1.342; Tribunal civil de la Seine, 13 juin 1955, op.cit.; Tribunal civil de la Seine, 4 juin 1956, Berton c. Fédération française de football, Gaz. Pal., 1957.1.53; D.1957. somm.25; Tribunal civil de la Seine, 19 fév.1957, Jorge c. Fédération Française de Rugby, J.C.P., 1957.2.10260; Trib. grande inst. Seine, 13 avril 1959, X... c. Association des comptables de la Seine, D.1960. somm.13; Trib. grande inst. de la Seine, 15 mai 1961, Muslin c. Fédération nationale des trépanes et blessés de la tête, D.1961.520; Trib. grande inst. de Paris, 25 mars 1970, Lamselle c. Rigard, D.1973. somm.213; Trib. gr. inst. Paris, 26 février 1973, Guide c. Société Peze,

J.C.P., 1974.2.17821, Versailles, 29 janvier 1979, Fontaine c. Société de Chasse de Diane, Gaz. Pal., 1980, I, somm. 76, Cass. civ., 1er, 28 octobre 1980, Douc c. Syndicat d'initiative, J.C.P., 1981, 4, 19.

- (64) 「防禦権」という場合には、通常は、聴聞を受ける権利が念頭に置かれていることに注意すべきであろう。この場合、わが国で一般に「適正手続の保障」が「告知・聴聞」あるいは「告知・弁解・防禦」の機会を与えることという意味で捉えられていることからすれば、これよりも狭い範囲を保障する権利として理解することができる。神谷・前掲(52)三二〇頁注(8)でも、「この防禦の自由の原理は、英米で自然的正義の原則 (Natural Justice Rule) の一とされている聴聞をうける権利 (Right to be heard) に相当するものと考えられることもできるであろう」として同趣旨のことを述べておられる。しかし、後述するように、結社の懲戒権に関しては、告知の機会の保障もまた防禦権の一内容とされることがある。

- (65) Toulouse, 22 décembre 1882, op. cit.
- (66) Triv. civ. de la Seine, 17 décembre 1907, op. cit.
- (67) Paris, 9 janvier 1908, op. cit.
- (68) Toulouse, 22 déc. 1882, op. cit.; Tribunal civil de la Seine, 17 déc. 1907, op. cit.; Paris, 9 janvier 1908, op. cit.; Tribunal civil de la Seine, 16 fév. 1926, op. cit.; Tribunal de Saint-Malo, 8 fév. 1934, op. cit.; Angers, 21 mai 1935, op. cit.; Trib. grande inst. de la Seine, 15 mai 1961, op. cit.

- (69) Tribunal de Saint-Malo, 8 février 1934, op. cit.

- (70) 権限濫用に関する主張については、「ブレッティの除名は、古物市の際の彼の態度、及び店舗休業への課税に対する示威行動についての態度に関しては理由があった」ということ、その彼の行動に対する苦情は、既に一九三二年一〇月二二日の特別総会に提出されていたが、その「決定は上訴されなかったので、既判力を持つものとして判断されなければならない

『フランスの民法』170頁。

- (71) Trib.grande inst.de la Seine,15 mai 1961,op.cit.
- (72) J.Morange,La liberté d'association en droit public français,op.cit.,p.241.
- (73) Tribunal civil de la Seine,4 fév.1907,Gay c.Société générale et amicale des Agents-Voyers,Gaz.Pal.,1907.1.484;Tribunal de Saint-Malo,8 fév.1934,op.cit.;Trib.grande inst.Seine,13 avril 1959,op.cit.;Trib.grande inst.de Paris,25 mars 1970,op.cit.
- (74) Trib.grande inst.de Paris,25 mars 1970,op.cit.
- (75) Tribunal civil de la Seine,17 déc.1907,op.cit.;Tribunal civil de la Seine,16 fév.1926,op.cit.;Angers,21 mai 1935,op.cit.;Trib.grande inst.Seine,13 avril 1959,op.cit.;Trib.grande inst.de Paris,25 mars 1970,op.cit.
- (76) Trib.grande inst.Seine,13 avril 1959,op.cit.
- (77) Angers,21 mai 1935,op.cit.
- (78) 同前『判例』170 Tribunal civil de la Seine,17 déc.1907,op.cit.;Trib.grande inst.de Paris,25 mars 1970,op.cit.
- (79) Cass.Civ.,14 mars 1927,Syndat médical de Mulhouse et des environs c. Dr.Ricklin,in J.Morange,La liberté d'association en droit public français,op.cit.,p.243,note 23.
- (80) R.Brüchel,Associations et Syndicats,op.cit.,p.121. また「山口俊夫教授も、「特殊性の原則」とは、「法人の活動とその資産の利用は、立法規定および定款に定める（とくに）により規制される」とする準則であると説明し、これにより法人の資産は、構成員の個人資産からは独立し、定款所定の活動およびその目的のために使用されなければならないものとされている。山口俊夫『概説フランス法上』（東京大学出版会、一九七八）三九二頁。
- (81) Cass.Civ.,16 novembre 1914,Corporand y c.Cauvin et autres,D.P.1917.1.61.

- (82) Tribunal civil de la Seine,4 juin 1956,op.cit.;Tribunal civil de la Seine,19 fév.1957,op.cit. もっとも、後者の Jorge 判決については評価が分かれうる。これは、スポーツクラブのラグビー選手であったジョルジュが五万フランを受け取った行為がアマチュアリズムの遵守を求める内部規約に違反するとして、フランスラグビー連盟から処分を受けたケースである。ジョルジュは、この金銭の受領が選手としてのものではなく歯科医の仕事の対価としてのものであり、連盟は判断を誤った等と主張した。判決は、「裁判所の役割は、規約が適正に適用されたか、正しく解釈されたかを審査することとまる」とし、「規約の違反も防禦権の侵害もない」と述べてジョルジュの主張を斥けた。判決自体は結社の懲戒権の審査につき自制的な統制を行っているのであるが、J・ブレット・ド・ラ・グレッセイユは、本判決の評釈の中で、次のように指摘している。判決が、「領収書は…補足の評価要素でしかなく、この要素を考慮に入れなくても」彼に対する処分は認められると判断している箇所において、「裁判所は、事実の具体性及びその性質決定の統制を行った」と述べているのである。この見解に従えば、本判決は、後述する事実の過誤の統制に位置づけることができるであろう。J.Brêthe de La Gressaye,Note sous Tribunal civil de la Seine,19 fév.1957,op.cit.
- (83) Tribunal civil de la Seine,4 juin 1956,op.cit.
- (84) Bordeaux 22 janvier 1889,Aubers et autres c. Ranbaud et autres,S.1889.1.149.
- (85) Tribunal civil de la Seine,4 fév.1907,op.cit.
- (86) Tribunal de la Seine-Inférieure,4 avril 1927,G... c. Seyer et autres,D.1927.2.164.
- (87) Tribunal civil de la Seine,4 fév.1907,op.cit.
- (88) Douai,17 juin 1925,Delplace c. Beraut,Gaz.Pal.,1925.2.343;Angers,21 mai 1935,op.cit.;Tribunal civil de Tours,15 juin 1937,X... c. Société Air-Touraine,Gaz.Pal.,1937.2.906;Cass.Civ.,1er,16 mai 1972,Denis c. Association Sportive du Golf de Valbonne et

autre, J.C.P., 1972.2.17285; Gaz. Pal., 1972.2.723; D. 1972. somm. 162; Cass. Civ., 14 février 1979, Le Barillet c. Aéro-Club de Lorient, Revue des Sociétés, 1980.140; Cass. civ., 1er 28 octobre 1981, Bachaud c. Fédération française de bridge et autres, D., 1982, 381.

(88) Tribunal civil de la Seine, 16 fév. 1926, op.cit.

(90) Tribunal civil de la Seine, 4 juin 1956, op.cit.

(91) Trib. grande inst. Seine, 13 avril 1959, op.cit.

(92) Douai, 17 juin 1925, op.cit.

(93) さらに、そのような取り消されるべき「決定が、控訴人に損害を与えた」ことを認め、結局以下のような処分を命じた。まず、組合の除名処分の無効、一日遅滞するごとに一〇〇フランの支払いを命じる罰金強制 (astreinte) つきのデルプラスの地位の回復、損害賠償一〇〇〇フランの支払い、この損害賠償の補足 (supplément) として北フランス建築士協会連盟 (Groupement de la Fédération des architectes du nord de la France) の公報に組合の経費で本判決を掲載することを組合に命じたのである。これらの点については後述する。

(94) Angers, 21 mai 1935, op.cit.

(95) もっとも、裁判所は、防禦の機会を与えなかったという理由から、一九三四年五月一三日の総会の決定を取り消されるべきものと判示している。

(96) 橋本・前掲(50)六一頁以下、一四一頁以下等参照。

(97) 行政責任と民事責任とを区別する一般的基準、及び例外的に民事責任の範囲を拡大する立法・判例については、滝沢・前掲(48)七五頁以下参照。また、行政賠償責任については、神谷・前掲(52)三五一頁以下、雄川一郎『行政の法理』(有斐閣、一九八六)四一六頁以下、小幡純子「フランス行政賠償責任における行政統制機能の一考察」フランス行政法研究会



編・前掲(46)一六一頁以下、久保茂樹「フランス国家責任法の一般理論についての再検討(一)(二)(三)(四・完)」青法三  
 一巻一・二・三合併号(一九八九)二一七頁以下、三二巻一(一九九〇)八九頁以下、三三巻三・四合併号(一九九一)  
 一一七頁以下、三四巻一(一九九二)四三頁以下、同「裁判判決と国家責任」フランス行政法研究会編・前掲(46)一九  
 七頁以下、北村和生「フランス行政賠償責任における重過失責任(一)(二・完)」法学論叢一二七巻四号(一九九〇)五六  
 頁以下、一二八巻一(一九九〇)七七頁以下、村上順「フランスにおける人身事故と行政の不作為責任」フランス行政  
 法研究会編・前掲(46)一七七頁以下等参照。

- (98) J.Morange, La liberté d'association en droit public français, op.cit. p.247. Y.Gaudemet, Traité de droit administratif, op.cit. p.444.
- (99) Tribunal civil de la Seine, 4 fév. 1907, op.cit.; Cass. Civ., 16 nov. 1914, op.cit.; Douai, 17 juin 1925, op.cit.; Tribunal de Saint-Malo, 8 fév. 1934, op.cit.; Trib. grande inst. de la Seine, 15 mai 1961, op.cit.
- (100) Trib. civ. de la Seine, 1er mai 1914, op.cit.
- (101) 同様に復職を命じた判決「*Donai*, 17 juin 1925, op.cit.
- (102) *Donai*, 17 juin 1925, op.cit.; Tribunal civil de la Seine, 4 juin 1956, op.cit.
- (103) 罰金強制の意義や制度的基礎、判例理論、学説の状況等について詳細に検討するものとして、山本桂一「フランス法における債務の *astreinte* (罰金強制) について」我妻先生還暦記念『損害賠償責任の研究・下』(有斐閣、一九六五)一一七頁以下参照。また、行政行為に対する取消判決の履行確保手段としての罰金強制については、交告尚史「判決の履行を確保する手段」フランス行政法研究会編・前掲(46)一二三頁以下、橋本・前掲(50)四一頁以下参照。
- (104) *Donai*, 17 juin 1925, op.cit.
- (105) J.Morange, La liberté d'association en droit public français, op.cit. p.249.

- (106) A.-S.Mescherekoff,M.Franzi et M.Kahn, Droit des associations,op.cit.,p.196.
- (107) Cass.Civ.,16 nov.1914,op.cit.
- (108) Trib.civ.de la Seine,5 décembre 1905, Bonissent c.Directeurs et administrateurs de la Chambre syndicale des ouvriers fondeurs en cuivre,D.1907,2,32.
- (109) Tribunal civil de la Seine,4 juillet 1895,D.P.1895,2,312.
- (110) Paris,31 mars 1896,D.P.1896,2,184.
- (111) J.Morange,La liberté d'association en droit public français,op.cit.,p.248.
- (112) Y.Gaudemet,Traité de droit administratif,op.cit.,p.783 et s.